

宮城県里親登録証取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、児童福祉法（以下「法」という。）第6条の4の各号に規定する養育里親、養子縁組里親及び親族里親並びに児童福祉法施行規則第1条の36に規定する専門里親（以下「里親」という。）が要保護児童に関する必要な手続きを円滑に行うために携帯する里親登録証の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(里親登録証の交付)

第2 里親登録証の交付を希望する者は「里親登録証交付申請書」（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 宮城県電子申請システムにより必要事項を入力し申請した場合は、前項の申請書の提出は要しないものとする。

3 知事は前2項により里親登録証の交付申請があった場合は、里親登録名簿を確認した上で、「里親登録証」（別記様式第2号）を交付するものとする。

(記載事項)

第3 里親登録証には、里親氏名、生年月日、住所、登録番号、里親種別、登録年月日及び有効期間満了日（親族里親を除く。）を記載し、顔写真を印刷するものとする。

(有効期間)

第4 里親登録証の有効期間（親族里親を除く。）は、里親名簿の有効期間と同一の期間とする。

(再交付)

第5 里親登録証の交付を受けた者は、里親登録証を紛失したとき、破損等により使用に耐えなくなったとき、又は里親登録証の記載事項に変更が生じたときは、里親登録証再交付申請書（別記様式第3号）により里親登録証の再交付を申請することができる。

(返還)

第6 里親登録証の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに里親登録証を返還しなければならない。

- (1) 里親登録名簿から削除されたとき。
- (2) 里親登録消除（認定取消し）届出（申出）書の提出をするとき。
- (3) 第4に規定する有効期間が満了したとき。
- (4) 破損等により使用に耐えなくなったとき、又は記載事項に変更が生じたとき。
- (5) 再交付後、紛失した里親登録証が見つかったとき。

(管理)

第7 知事は、里親登録証について、次のとおり管理する。

- (1) 里親登録種別ごとに里親登録証交付管理簿（別記様式第４号）を作成し、交付及び再交付をするときは、必要事項を記載する。
- (2) 里親登録証が返還されたときは、里親登録証交付管理簿に必要事項を記載するとともに、処分する。

附 則

この要領は、令和７年１１月２８日から施行する。